

多賀城市子育てサポートセンター事業運営方針

本市の子育て環境の現状と課題

地域特性からみる本市は、出生率が県内でもトップレベルであり、転出入も多く、人口1,000人当たりの移動率は、県内一となっています。

また、人口1,000人当たりの婚姻件数（婚姻率）も、県内トップレベルとなっており、それに比例して離婚件数も多くなっています。

一方、1世帯当たりの人員は減少し続けており、平成20年の2.58人から、平成26年度の2.45人へと減少し、さらに核家族化が進行していることもうかがえます。

子育てに関する相談体制の充実とも相まって、家庭相談件数も増加し、平成22年度の297件から、平成26年度は355件となっています。

本市の子どもの発達面をみると、1歳6か月児健診では、近年、保健指導における経過観察者数が増加しており、平成26年度は33.8%と、6年前の平成20年度と比較すると約2.5倍となっています。

栄養面では、幼児期からの朝食の欠食がみられ、食事のバランスにも偏りがみられます。

歯科面では、平成25年度の乳幼児健診におけるむし歯のり患率が、1歳6か月児健診・3才児健診ともに全国平均より高く、1歳6か月児健診では2%（全国1.9%）、3歳児健診では24.4%（全国17.9%）となっています。

本市特有の高い移動率や、全国的な傾向の核家族化、家庭相談件数から見る虐待予防対策強化の必要性の高まり、子どもの発達面の課題など、本市の状況は厳しさを増したものとなっています。

※各データとして挙げている数値については、別添資料参照のこと。

つなぐ・つながる支援へ

核家族化は、子育てのための知識を伝承する機会の減少を招き、初めて抱っこした赤ちゃんが自分の子どもだという、「初心者の親」が増加しているなど、家庭の教育力の低下を招いています。

身近な人から子育てを学ぶことや、助け合う機会が減っていたり、子育ての相談相手や日常の支援者も不在という中で、相談先が見当たらず、子育てに必要な情報を得られないために、必要な支援を受けることができない子育て、いわゆる「孤育て」が増えています。

「孤育て」による育児不安は、親子の生活習慣の乱れにつながる傾向にあり、ひいては、育児放棄や児童虐待などに発展する場合も散見されています。

子育て環境を整えるためには、周囲が早期に家庭の問題を発見して、早期に解決のためのアプローチをすることが必要です。

子育て環境に最も大きな影響を与えるのは、最も身近な単位である家庭であり、その環境です。

しかし、家庭をめぐる社会情勢が大きく変わり、家庭の孤立化が進んできている中、社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくりを推し進める必要性が高まってきています。

そのような中、本市では、子育てサポートセンター（以下「センター」といいます。）を平成14年4月に開設し、地域の子育てを支援してきました。

その後、センターは児童福祉法に定められた地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（以下「地域子育て支援拠点」といいます。）として位置づけられ、子育て支援のための各種事業を展開し、地域の子育て支援機能を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を、家庭や地域等と共につくる場としての役割を果たしてきました。

そのセンターも「史都中央通線」道路整備事業により、平成28年4月に、JR仙石線多賀城駅前の多賀城駅北ビルB棟へ移転します。

新たな施設は、規模が拡大し、機能もより充実したものとなります。

新たなセンターでは、各種事業等を通じ、子育ての不安解決のヒントを得られる「子育ての不安感を解消する手がかりを伝える最初の入り口」として、情報の提供、助言その他の支援を行います。

また、子どもの育ちに重要な家庭教育を支え「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」を進めるための支援も行い、その支援をつないでいくための活動を行っていきます。

1 基本方針

(1) 地域子育て支援拠点としての役割

センターは、地域子育て支援拠点として、利用者同士の交流を促進するとともに、行政などの関係機関や地域・企業などと協力して、総合的かつ効果的に子育てを支援するための体制を構築します。

(2) 相談・情報提供・助言・支援機能の充実

センターは、「子育ての不安感を解消する手がかりを伝える最初の入り口」として、子育てに悩む養育者が、常時相談できる機会を提供します。

また、関係機関と連携した支援等を行うための横断的な体制も構築し、相談内容に応じて、子育て情報や助言を提供し、支援を行うほか、必要に応じて関係機関を紹介します。

2 センターの事業概要

(1) 実施事業

- ア 地域子育て支援拠点事業
- イ 利用者支援事業
- ウ 一時預かり事業
- エ ファミリー・サポート・センター事業

(2) 開館時間

- ア 午前9時から午後4時30分まで
- イ 市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができます。

(3) 休館日

- ア 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
- イ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日、土曜日又は祝日でない日）
- ウ 12月28日から翌年の1月4日まで
- エ 市長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

(4) 利用対象者

- ア 乳幼児及びその養育者（以下「親子」という。）
- イ 市内において子育て家庭の支援活動を行うもの
- ウ その他市長が特に必要と認めたもの

3 センターの実施事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

- ア 親子の交流の場の提供と交流の促進

目的

子育て中の親子同士の交流を通じて、子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを共感しあえる場を提供し、子育てに関する不安を解消するとともに、仲間作りを促進します。

目指す姿

- ・親子が、安らぎ、有意義な時間が過ごせる場になっています。
- ・親子同士の交流の促進により、親子同士が支えあう状況ができています。

実施方法

- ・親子の居場所の提供を行います。

- センターの職員（以下「職員」という。）が、来館時や事業時に、親子同士の交流の機会づくりを積極的に行い、センターを利用する親子同士をつなぐ役割を果たします。
- 養育者同士での友達作りやピアサポート（子育て中の親子同士がお互いを支え、また、支えられること）、地域でのサークル活動につなげるための養育者同士で集まることができる事業等を開催します。
- 公民館等を利用し、センターから離れた地域においても、同様の事業を開催します。

イ 子育てに関する相談、支援

目的

養育者が子育てに関する不安に気づき、その不安感が大きくならないように対応し、必要に応じて適切な支援につなげます。

目指す姿

- 養育者が育児に関する相談が気軽にできる場所で、適切な助言等が得られます。
- センターで実施する事業などが、養育者の子育ての不安感を解消するための適切な支援につながっています。
- 発達、不適切な育児など専門的あるいは特別な対応を要する相談にも対応し、児童発達支援センターなどの関係機関に結び付けられています。また、必要に応じたフォロー体制ができています。
- センターと関係機関との情報共有ができています。

実施方法

- 職員が相談を受け付けます。（個々の状況に応じた情報の提供・助言を行います。）その後、必要に応じて、個別対応、あるいは、関係者と連携して、情報を共有し、解決に向けた適切な支援を行います。
- 地域子育て支援拠点の中心的役割として、他の地域子育て支援拠点（児童館・児童センター等）との定期的な会議を開催します。

ウ 1歳児育児体験事業

目的

1歳児とその養育者に、発達、栄養、歯科の体験型の集団指導を行うことで、乳児から幼児への移行期に、養育者が年齢にあった子どもの育ちや具体的な接し方を理解し、自信を持って育児に取り組むことができることを目指します。

目指す姿

- 1歳児とその養育者へ、この時期の発達や望ましい育児の方法を知る機会を提供することで、家庭の教育力を向上させる支援ができています。
- 1歳児育児体験事業をきっかけとして、各種子育て支援事業への導入及び地域の親子のつながりへ発展することで、多くの人々が育児に関わることができています。
- 子育てに必要な行政情報をはじめとする、子育て関連情報を伝えられています。
- 1歳児の身体・精神の発達に寄与するための効果的な支援とのつながりができています。

実施方法

- 対象／1歳の誕生日を迎える日から概ね2カ月程度までの児とその養育者（年間約600組の親子）
- 実施回数／毎月1回（年間12回）
- 内容／身体計測、保健師、栄養士、歯科衛生士等からの体験型の集団指導（養育者が子どもと一緒に体験できる体を使った遊びのレクチャー、絵本の読み聞かせ、手づかみ食べ体験など）
- 実施主体／センターと健康課の共催
- 事後カンファレンスを行い、継続的な指導等が必要な親子に対して、関係機関と連携し、適切な対応につなげます。

◆1歳児育児体験事業のスケジュール

- 8：30～ 9：30 準備
- 9：30～12：00 1歳児育児体験事業
- 12：00～12：30 事後カンファレンス
- 12：30～13：00 館内整備・清掃
- 13：00～16：30 通常開館

エ 子育て関連情報の提供

目的

本市の親子向けの子育て情報を集め、提供し、子育てに関する不安解消に役立てます。

目指す姿

- 子育ての情報が収集され、その情報を必要とする養育者に適切に提供されています。
- ホームページや広報誌などを通じて、必要な子育て関連情報が、セ

ンター以外の場所でも得られるようになっていきます。

- センターの利用者自身が、情報収集、提供の仕組みづくりに積極的に参画しています。

実施方法

- パンフレットラックを活用した子育て情報を自由に閲覧できる情報コーナーを設置し、常に最新の情報提供に努めます。
- ホームページや広報誌、その他、多様な媒体を活用し、積極的に情報発信と提供を行います。
- 養育者同士の情報交換ツールとして、子育てに係る有益な情報などを相互に手書きのメッセージなどで伝える掲示ボードを設置し、管理、運営します。
- 機関紙「すくっぴーだより」を発行します。

オ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

目的

子育てに役立つ講習等を企画し、子育ての知恵や工夫を子育ての当事者である養育者が学び、生かすことで、より楽しく子育てできる機会の提供を行うことにより、子育てに関する不安を解消することにつながります。

また、子育て支援人材を育成し、地域における子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図ることで、子育て環境を向上させます。

目指す姿

- 子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを、講習等を通じて、社会とのつながりや資源の中から学ぶことで、子育てに対する安心感や自信を得て、家庭の子育て力が強化されています。
- 地域の子育て支援活動を活発化するため、新たな子育て支援人材を育成しています。
- 地域に向けての事業を通じ、地域で子育てを支援する方が増えています。
- 地域、企業、市立図書館等と連携した事業を通じ、子育て支援ができています。
- 子育て支援に関わっている人のスキル向上のための支援ができています。

実施方法

- 親子向け、支援者向けの事業を実施します。
- 地域や企業、市立図書館等と連携して、事業を企画、実施します。

(2) 利用者支援事業

目的

子育ての悩み等についての相談に応じ、子育てに必要な情報や支援活動を行うことで、子育てに関する不安を解消します。

目指す姿

- 養育者が気軽に育児に関する相談ができる場所で、適切な助言等が得られています。
- 発育、不適切な育児など専門的あるいは特別な対応を要する相談を受け止め、適切な関係機関に結びつけています。また、必要に応じたフォロー体制ができています。
- 関係機関との情報共有と連携の関係が構築されています。
- 子育てを支援する人材や社会資源の育成・発掘が活発に行われ、地域で子ども・子育てを支援しています。

実施方法

- 子育てについての各種相談に応じ、子育て支援サービスについての情報提供を行う専門の相談員である子育てコンシェルジュが中心となって相談を受け付けます。(個々の状況に応じた情報の提供、助言を行います。)その後、必要に応じて、個別対応、あるいは、関係者と連携して、情報を共有し、課題解決に向けた適切な支援を行います。
- 子育てコンシェルジュは、関係機関との連絡調整、連携体制づくりを行います。
- 地域の子育て資源となる人材の育成と、社会資源の発掘を行います。

(3) 一時預かり事業

目的

乳幼児を一時的に預かることで、養育者の子育ての負担を軽減させます。

目指す姿

- 一時預かり事業を利用することで、養育者の育児負担の軽減に役立っています。

- ・一時預かり事業が、親離れ・子離れのトレーニングなど、親子の自立成長に向けた手段としても活用されています。

実施方法

- ・一時預かり事業を行います。

(4) ファミリー・サポート・センター事業

目的

乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の方（利用会員）と、当該援助を行いたい方（協力会員）（以下これらを総称して「会員」といいます。）との託児や送迎などの子育てに関する相互援助活動（以下「相互援助活動」といいます。）に関する連絡、調整を行い、地域における相互援助活動を推進し、保育に欠ける家庭等への支援など多様なニーズへの対応を図ります。

目指す姿

- ・地域における相互援助活動が活発で、地域が積極的に子育てを手助けする環境が整っています。

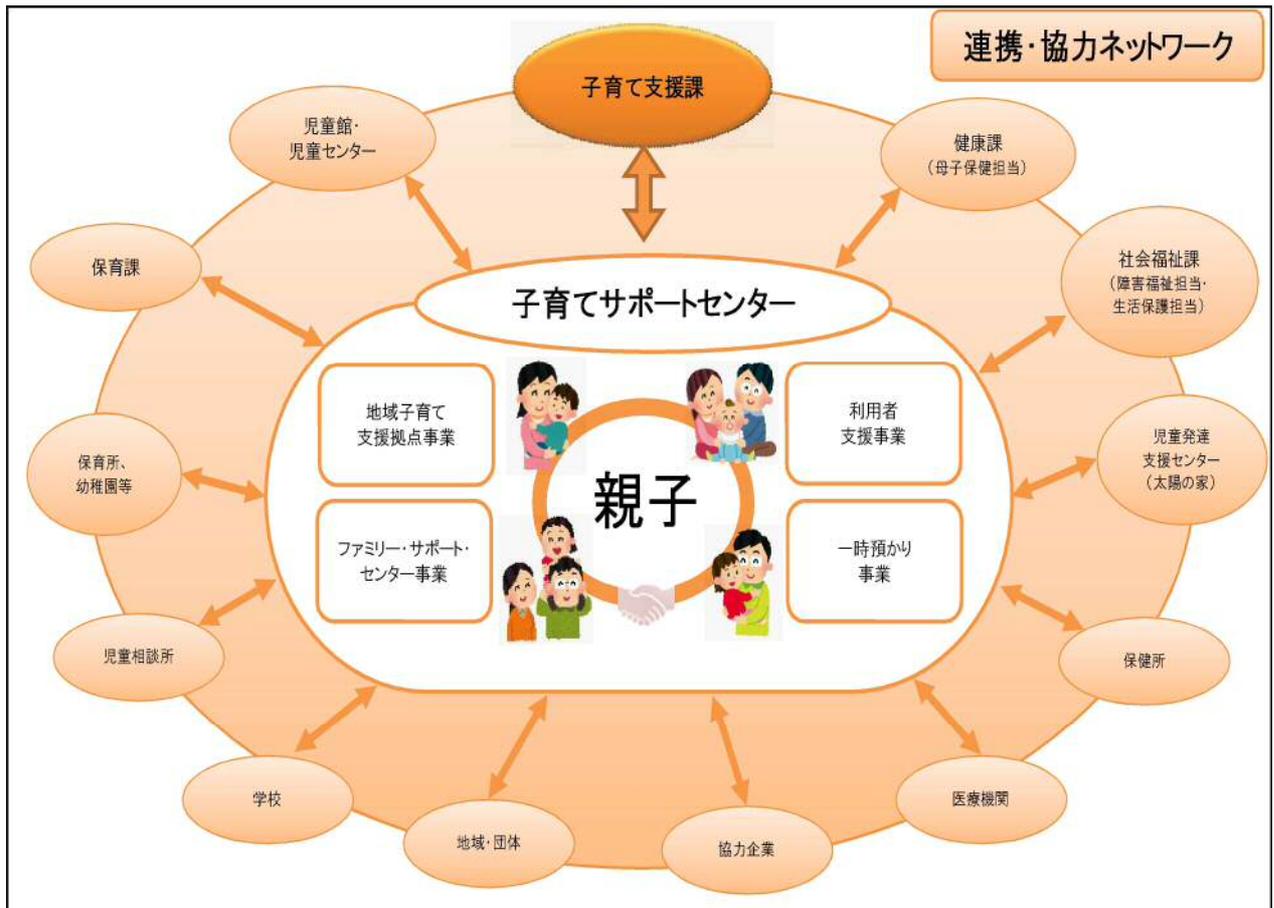
実施方法

- ・会員の募集、登録その他の会員組織運営業務を行います。
- ・託児や送迎などの子育てに関する相互援助活動の調整等を行います。
- ・会員に対して相互援助活動に必要な知識を提供する講習会を開催します。
- ・会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会を開催します。
- ・子育て支援関連施設（保育所、児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等）との連絡調整を行います。
- ・機関誌「ファミリーサポート通信」を発行します。

4 連携体制

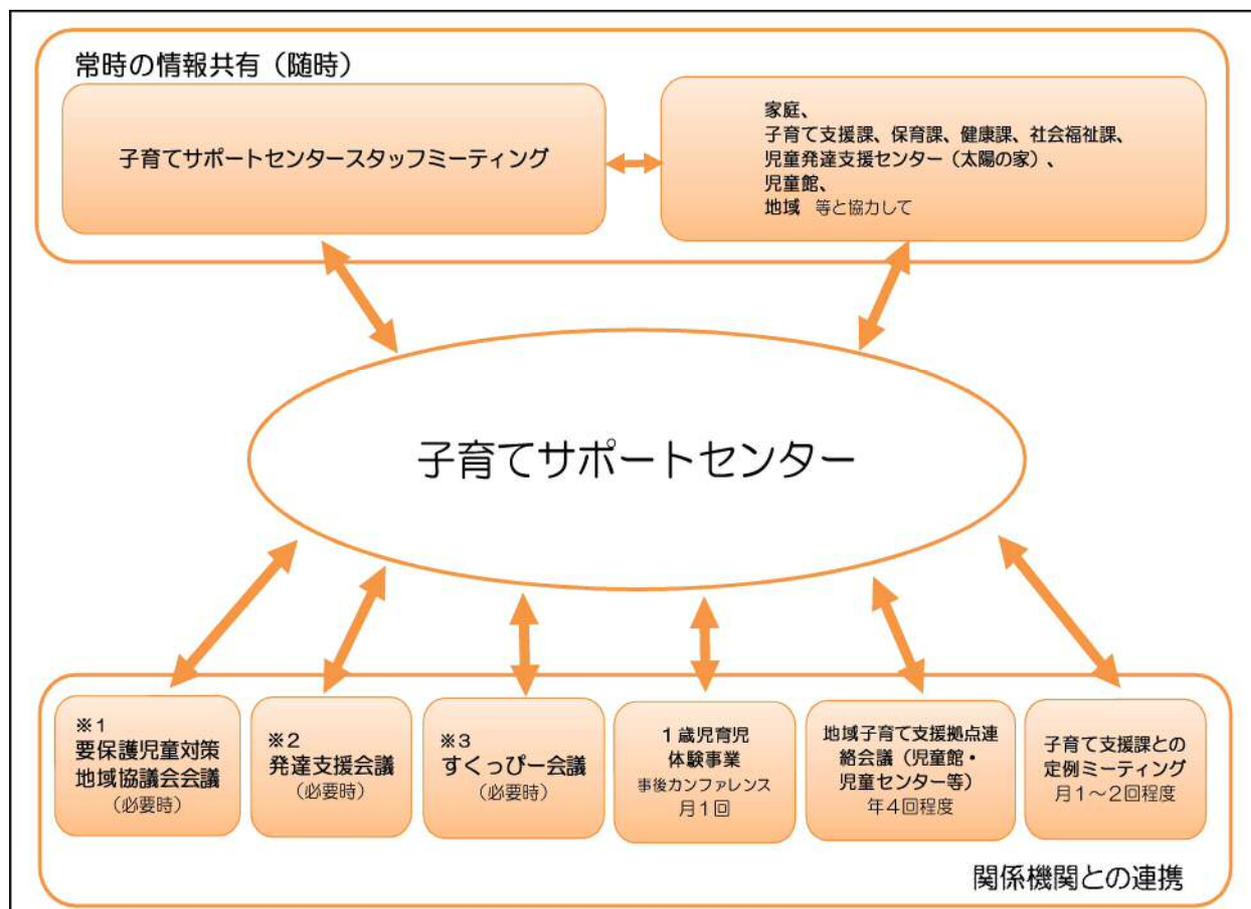
(1) 子育て支援の連携体制

親子が、センターで実施する事業を通じて、子育てに係る知識や、よりよい親育ち・子育てにつながる経験を得られるようにするほか、センターが子育てに不安や負担感を感じる養育者の身近な相談と支援の場所として、親子の課題解決のために、必要に応じた助言や支援を継続して受けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、支援体制を構築していきます。



(2) 子育てサポートセンター運営上の連携体制

地域全体で、子ども・子育てを支援するため、相談内容や家庭環境等に
応じて個別での対応を行う他、必要に応じて、横断的な対応も行えるよう、
関係機関との連携を図ります。



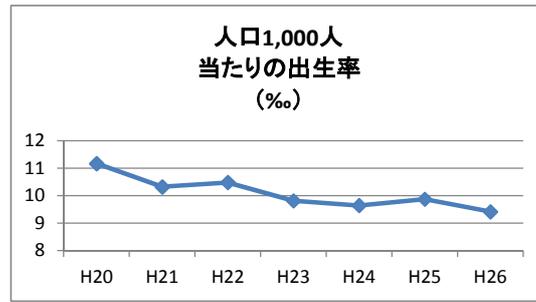
- ※1 要保護児童対策地域協議会会議は、代表者会議（年1回）、実務者会議（年12回）、個別ケース会議（随時）を総称したものです。
- ※2 発達支援会議は、地域療育関係機関連絡会議（年1回）、療育担当者会議（月1回）、個別支援会議（随時）を総称したものです。
- ※3 すくっぴー会議（月1回）は、健康課、こども福祉課（平成28年度以降は子育て支援課）が連携し、家庭環境や児童の発達等に問題を抱えている養育者や子どもへの支援に向けた対応について話し合う会議です。

別添資料 統計データ一覧

■出生率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1,000人 当たりの出生率 (‰)	県内市町村の 順位
平成20年度	11.17	第1位
平成21年度	10.32	第3位
平成22年度	10.48	第1位
平成23年度	9.81	第2位
平成24年度	9.64	第1位
平成25年度	9.87	第3位
平成26年度	9.41	第2位

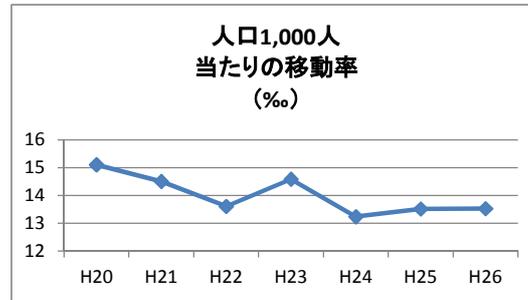
※宮城県保健総務課「人口動態統計」



■移動率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1,000人 当たりの移動率 (‰)	県内市町村の 順位
平成20年度	15.11	第1位
平成21年度	14.51	第1位
平成22年度	13.61	第1位
平成23年度	14.59	第1位
平成24年度	13.24	第1位
平成25年度	13.52	第1位
平成26年度	13.53	第1位

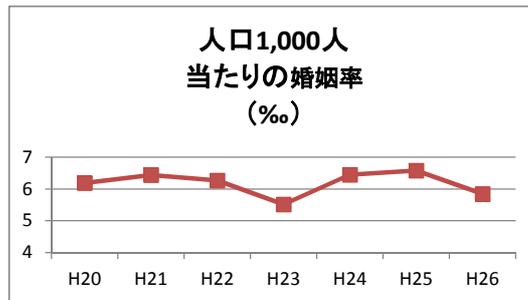
※宮城県震災復興・企画部統計課
「住民基本台帳に基づく人口移動調査年報」



■婚姻件数、婚姻率の推移及び県内市町村の順位

区分	婚姻件数 (件)	人口1,000人 当たりの婚姻率 (‰)	婚姻率 県内市町村の 順位
平成20年度	375	6.19	第3位
平成21年度	376	6.44	第1位
平成22年度	368	6.27	第1位
平成23年度	321	5.51	第5位
平成24年度	351	6.45	第1位
平成25年度	384	6.58	第1位
平成26年度	363	5.84	第3位

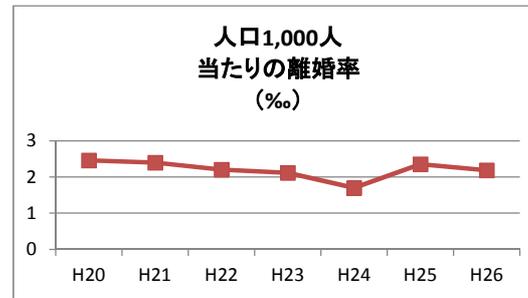
※宮城県保健総務課「人口動態統計」



■離婚件数、離婚率の推移及び県内市町村の順位

区分	離婚件数 (件)	人口1,000人 当たりの離婚率 (‰)	離婚率 県内市町村の 順位
平成20年度	149	2.46	第1位
平成21年度	150	2.4	第2位
平成22年度	136	2.21	第4位
平成23年度	135	2.12	第2位
平成24年度	98	1.7	第13位
平成25年度	124	2.36	第1位
平成26年度	136	2.19	第1位

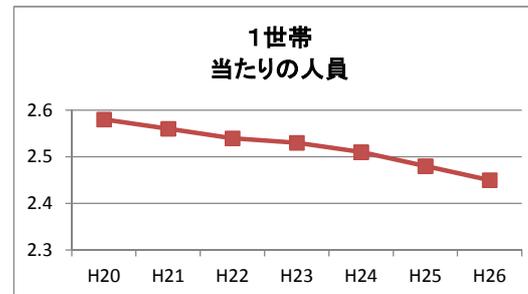
※宮城県保健総務課「人口動態統計」



■世帯数及び一帯あたり人員の推移

区分	世帯数 (世帯)	1世帯 あたりの人員
平成20年度	24384	2.58
平成21年度	24542	2.56
平成22年度	24776	2.54
平成23年度	24249	2.53
平成24年度	24715	2.51
平成25年度	25103	2.48
平成26年度	25522	2.45

※宮城県保健総務課「人口動態統計」

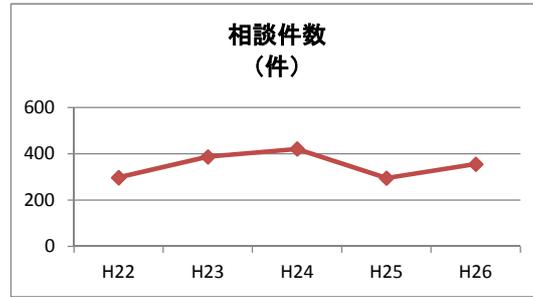


別添資料 統計データ一覧

■家庭相談件数

区分	相談件数 (件)
平成22年度	297
平成23年度	387
平成24年度	421
平成25年度	295
平成26年度	355

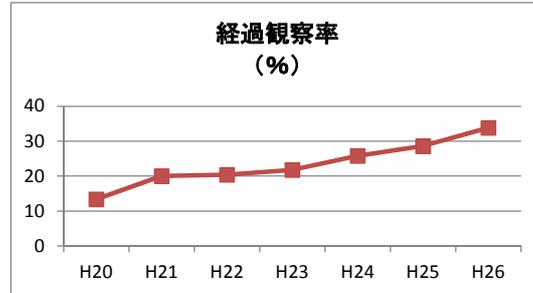
※多賀城市子ども福祉課「すくびープラン評価」



■1歳6か月児健診経過観察者数

区分	経過観察者数 (人)	経過観察率 (%)
平成20年度	91	13.4
平成21年度	129	20
平成22年度	122	20.4
平成23年度	132	21.8
平成24年度	146	25.8
平成25年度	173	28.6
平成26年度	197	33.8

※多賀城市健康課「多賀城市衛生統計」

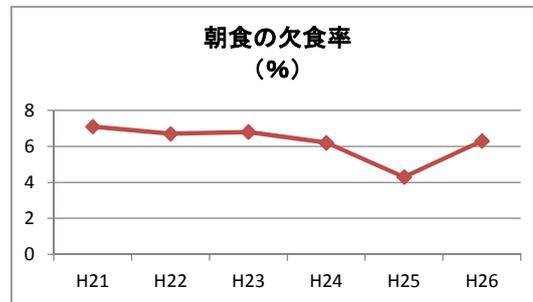


■1歳6か月児健診 朝食の欠食率

区分	朝食の欠食率 (%)
平成21年度	7.1
平成22年度	6.7
平成23年度	6.8
平成24年度	6.2
平成25年度	4.3
平成26年度	6.3

※多賀城市健康課

※欠食率は1歳6か月児健診問診票で朝食を「時々食べない」「食べない」と回答した人の割合

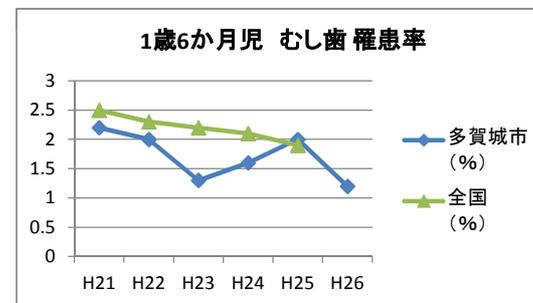


■1歳6か月児健診 むし歯の罹患率

区分	多賀城市 (%)	全国 (%)
平成21年度	2.2	2.5
平成22年度	2	2.3
平成23年度	1.3	2.2
平成24年度	1.6	2.1
平成25年度	2	1.9
平成26年度	1.2	

※多賀城市健康課

※平成26年度の全国の値については現時点ではまだ公表されていません。



■3歳児健診 むし歯の罹患率

区分	多賀城市 (%)	全国 (%)
平成21年度	33.3	23
平成22年度	33.4	21.5
平成23年度	30.2	20.4
平成24年度	32.6	19.1
平成25年度	24.4	17.9
平成26年度	25	

※多賀城市健康課

※平成26年度の全国の値については現時点ではまだ公表されていません。

